

福島市公害防止対策条例に係る指定施設  
(水質汚濁の規制以外に関する施設を含む)

番号	施設	規模
1	空気圧縮機	【騒・振】原動機の定格出力が 3.75kw 以上のもの
2	送排風機	【騒・振】原動機の定格出力が 3.75kw 以上のもの
3	ドラム缶洗浄機	【水質】
4	石材引割機及び石材切削機	【粉じん】
5	動力打綿機、動力混打綿機及び動力梳綿機	【粉じん】
6	コンクリートブロック成形機	【水質】
7	鉋物、土石又はのこぎりくずの堆積場	【粉じん】建屋内にあるものを除き、その面積が 100 m <sup>2</sup> 以上のもの
8	動物の飼養又は収容に用いる施設	【水質】豚にあつては、常時成豚 50 頭以上、鶏(30 日未満のひなを除く。)にあつては、常時 2,000 羽(肉用鶏 3,000 羽)以上のもの